### 裁 決 書



処分庁 那須塩原市福祉事務所長

上記審査請求人が平成25年11月5日に提起した上記処分庁の生活保護廃止決定処分に対する審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

処分庁が平成25年9月11日付けで行った生活保護廃止決定処分(以下「本件処分」 という。)を取り消す。

. 理由

## 1 事 実

処分庁は、平成25年9月9日に審査請求人(以下「請求人」という。)が労役場留置となったため、請求人に対し、平成25年9月11日付けで生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)による本件処分を行った。

## 2 審査請求の趣旨及び理由

(1)審査請求の趣旨 本件処分の取消しを求めるものである。

#### (2) 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、概ね次のとおりであり、請求人は、このことから本件処分は違法、不当であると主張しているものと解される。

平成25年9月10日付けで保護を廃止し、本人が受け取っていない46,564円を過支給として役場精算としたのは問題である。

3 処分庁の主張及び理由 処分庁の主張は、概ね次のとおりであり、本件審査請求を棄却する裁決を求める、 というものである。

請求人は、9月9日に収監され、60日間の労役に服することから、9月10日付けで保護廃止とし、9月分の過支給額については役場精算としたものであり、処分庁に瑕疵はない。

### 4 認定事実及び判断

#### (1) 認定事実

ア 請求人は、暴行罪により、平成24年12月6日に罰金30万円の刑が確定した。

- イ 請求人は、罰金を完納することができないため、平成25年9月9日から労役 場に留置された。留置期間は60日間であった。
- ウ 処分庁は、平成25年9月11日に、9月10日付けで保護廃止とする本件処分を行った。9月分保護費については、9月9日までの分は定例支給日(9月5日)に支給し、9月10日以降の分である過支給額46,564円は、請求人の収監を確認した上で役場精算とした。
- エ 請求人は、平成25年11月5日に、本件処分を不服として審査請求を提起した。

#### (2) 判断

法第26条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、 すみやかに、保護の停止又は廃止を決定し」なければならないと規定している。

また、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)問(第10の12)において「保護の停止又は廃止の基準」が定められており、それによれば、「おおむね6箇月以内に再び保護を要する状態になることが予想されるとき」は、保護を廃止するのではなく、保護を停止すべきとしている。

これを本件についてみると、請求人は、労役場留置となったことにより、最低生活を維持するだけの需要は賄われるため、保護を必要としなくなったものであるが、その期間は予め60日間と判明していた。また、留置開始時において、就労先が決まっており、留置終了後に自立の目途が立っているなど、留置開始から6箇月を超えて保護を要しない状態が継続することが予想されたとは認められない。よって、処分庁は保護を廃止するのではなく、保護を停止し、留置終了後に再開の是非を検討すべきであったと考えられる。

以上により、本件処分は不当であると認められる。

以上、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。



# 平成26年1月21日

栃木県知事 福田富

